焼津市規則第12号

焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との 調和に関する条例(令和元年焼津市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

- 第3条 条例第7条第3項の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。 (届出等)
- 第4条 条例第9条第1項の規定による届出及び条例第10条第1項の規定による同意の申請は、再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書兼同意申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
  - (1) 確約書 (第2号様式)
  - (2) 事業計画書(第3号様式)
  - (3) 事業区域等状況調書(第4号様式)
  - (4) 地域住民等説明会報告書(第5号様式)
  - (5) 別表第2に定める図書
- 2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業区域及びその周辺の状況
  - (2) 地域住民等への説明状況の報告
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電設備設置 事業変更届出書(第6号様式)に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類 を添付して行うものとする。
- 4 事業者は、第1項及び前項の届出について、正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

(同意)

- 第5条 市長は、条例第10条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電設備設置事業同意通知書(第7号様式)又は再生可能エネルギー発電設備設置事業不同意通知書(第8号様式)により当該事業者に通知するものとする。(身分証明書)
- 第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電 設備立入調査員証(第9号様式)によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第7条 条例第12条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電設備設置事業指導・助言通知書(第10号様式)によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電設備設置事業勧告書(第11号様式)によるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

[	T
抑制区域	根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第 1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第 1項及び第9条第1項
海岸保全区域	海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項
河川区域及び河川保全区域	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項及び 第54条第1項
地域森林計画の対象とする 森林の区域及び保安林	森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1 号及び第25条第1項
農業振興地域内の農用地区 域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第 58号)第8条第2項第1号
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律(平成14年法律第88号)第28条第1項
景観まちづくり重点地区	焼津市景観まちづくり条例 (平成30年焼津市条例第 23号) 第8条第1項
用途地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項 第1号

## 別表第2 (第4条関係)

図書の種類	
位置図及び案内図	
発電設備の施工図(太陽電池モジュール等の配置を図示したもの等)	
公図の写し	
事業区域の土地の登記事項証明書	
他法令による許認可を受けている場合は、その写し	
その他市長が必要と認める図書	